

た ま し  
多摩市  
しょう しゃ じ  
障がい者(児)  
ふく し けい かく  
福祉計画

がい よう ばん  
概要版



た ま し しょう しゃ き ほん けい かく  
多摩市障がい者基本計画

れい わ ねん ど れい わ ねん ど  
令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

だい 7 き た ま し しょう がい ふく し けい かく だい 3 き た ま し しょう がい じ ふく し けい かく  
第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画

れい わ ねん ど れい わ ねん ど  
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

しょう がい がい じ  
障害の「害」の字について

がい じ わる ひてい き い み ほん し しょう  
害の字には「悪くすること」「わざわざ」など、否定的な意味があるため、本市では、障がいのある  
ひと きも かんが しょう がい こと ば しょう しゃ  
人の気持ちを考えて、「ひと」をさす「障害」という言葉は、「障がい者」とひらがなを使っています。  
ほうりつ ほうりつ ー る し せつ だんたい なまえ どう も じ つか  
ただし、法律などのルール、施設、団体の名前等については、そのままの文字を使っています。

れい わ ねん がつ た ま し  
令和6(2024)年3月 多摩市

# 第1章 計画の策定にあたって (本編1~5ページ)

## 計画の概要

本計画は、「多摩市障がい者基本計画」「第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

### 障がい者基本計画 (令和6~11年度までの6年間)

本市における障害福祉施策の基本的な方向性を示す (障害者基本法第11条)

### 障害福祉計画・障がい児福祉計画 (令和6~8年度までの3年間)

子どもから大人まで切れ目のない障害福祉サービス、障がい児支援等の提供体制を確保する (障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の20)

計画案については、多摩市地域自立支援協議会 (学識経験者、障がい者団体、関係機関等で構成) で検討しました。また、権利擁護専門部会、事業所等連絡会等における障がい当事者、支援者からの意見を踏まえ、検討を進めました。

# 第2、3章 障がい者 (児) を取り巻く状況、現状と課題



(本編6~33ページ)



## 多摩市の状況と課題

障がい者 (児) 数の増加、本人・家族の高齢化が進み、障害の重度化、「親亡き後」の生活への支援体制の構築などが課題です。また、医療技術の進歩、障害の認知の社会的広がり、ライフスタイルの変化等に伴う支援ニーズの多様化への対応も課題です。

## 福祉に関するアンケート、計画策定に係る事業所アンケートでの課題

「福祉に関するアンケート」「計画策定に係る事業所アンケート」から見える課題は、障害福祉サービスを支える人材確保、差別解消・障害理解の取組の推進、わかりやすい情報提供・発信、相談支援の充実、新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策などです。

# 第4章 基本理念・基本方針・施策の展開

## 【多摩市障がい者基本計画】(本編34～54ページ)

### 基本理念



障害により分け隔てられることなく、

障がい者の人権が尊重され、

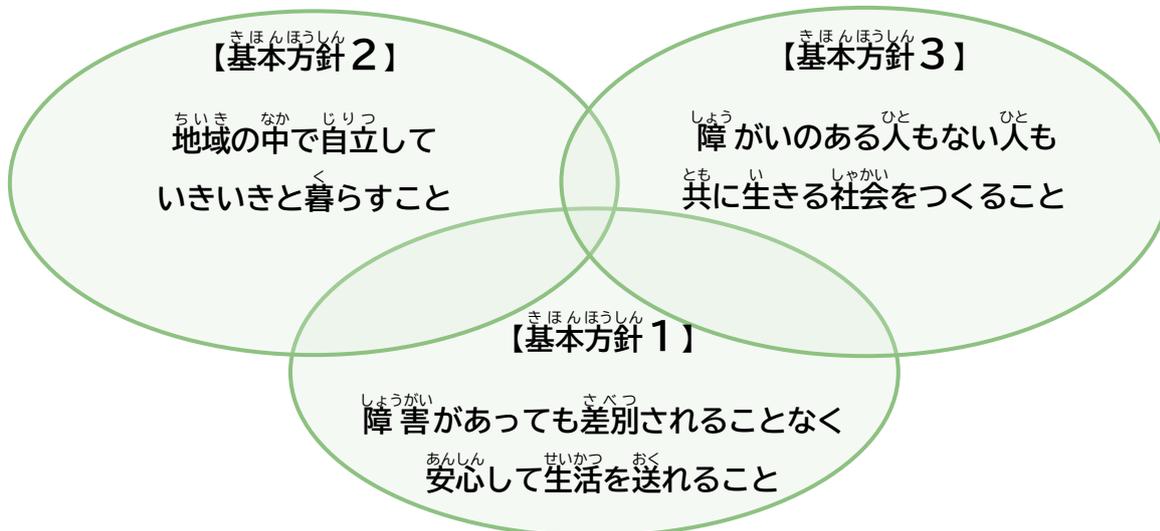
誰もが支えあいながら安心していきいきと暮らせるまちづくり



本計画では、障害者権利条約に基づき、障害は障がい者の個人の責任ではなく社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方に立ち、障がい者が暮らしやすいまちを目指します。

そのためには、令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」等に基づき、障がい者が障害によって差別されることなく、個人の尊厳が尊重され、地域社会で生活する平等な権利をもち、障がいのある人もない人もともに支えあうまちづくりを進めることが大切です。このことは、本市が目指す、誰もが自分らしく毎日いきいきと暮らすことができる「健幸都市」の実現にもつながります。

先の計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、第六次多摩市総合計画に基づいて事業を推進し、健幸都市を実現するため、「安心」「いきいき」「共生社会」をキーワードに、多摩市の障害福祉の更なる向上を目指します。この基本理念の実現に向け、3つの基本方針のもと、今後6年にわたり施策に取り組みます。



## きほんほうしん 》》 基本方針

### きほんほうしん 基本方針 1

しょうがい さべつ あんしん せいかつ おく  
障害があっても差別されることなく安心して生活を送れること

しょうがい なんびょう ていど しょうじょう こじん こと ねんれい せいかつ と ま  
障害や難病の程度や症状は個人によって異なり、また年齢などによる生活を取り巻  
く環境の段階（ライフステージ）によっても必要な支援が変わってきます。

しょうがい ほんにんおよ かにい ふあん こま どう すこ へ あんしん せいかつ  
障害があることによる本人及び家庭の不安・困りごと等を少しでも減らし安心して生活  
を送れるように、個々に応じた適切な支援を行い、個人の権利の擁護・尊重や、差別の解消、  
虐待の防止に取り組めます。障害施策を進めていく上で土台となる、障がい者・児の地域  
生活への移行を推進し、本人が希望する地域で安心して生活を送るための支援を目指します。

### きほんほうしん 基本方針 2

ちいき なか じりつ く  
地域の中で自立していきいきと暮らすこと

てきせつ いりよう う にっちゅうかつどう しゅうろう しゃかいさんか けんこう  
適切な医療を受けたり、日中活動や就労などに社会参加をしたりすることで、健康で  
しあわ じょうたい い じ  
幸せな状態を維持することができます。

しょうがい しつべい じばん く ほけん いりよう ふくし きょういく けん  
障害や疾病があっても自分らしくいきいき暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育、健  
こう ぶんか すぽーつとう ばんや かんけいきかん れんけい きょうか かつどう ば こよう  
康づくり、文化、スポーツ等の分野における関係機関との連携を強化し、活動の場や雇用・  
しゅうろうしえん じゅうじつ と く  
就労支援の充実に取り組めます。

す な ちいき じりつ せいかつ おく じばん まいにち えがお けんこう く  
住み慣れた地域で自立した生活を送り、自分らしく毎日いきいきと笑顔で健幸に暮らせ  
るまちを目指します。

### きほんほうしん 基本方針 3

しょう ひと ひと とも い しゃかい  
障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること

し ちゅうしん しみん きぎょうとう しょうがい しょう しゃ じ たい りかい ふか と く  
市が中心となって、市民や企業等が障害や障がい者・児に対する理解を深める取り組  
みを行い、障害を理由とした差別を解消していきます。

しょう しゃ じ く しょうほう こころ ばりあふりーか  
障がい者・児が暮らしやすいまちづくりのために、まちや情報、心のバリアフリー化  
を推進します。また、公的な制度だけによらないサービスや支え合いを組み合わせながら、  
すいしん こうてき せいど さーびす ささ あ く あ  
持続可能な障害福祉を推進します。

しょう ひと ひと そだ まな はたら く きょうせいしゃかい いんくるーしづ  
障がいのある人もない人も、ともに育ち、学び、働き、暮らす共生社会（インクルーシブ  
しゃかい めざ  
社会）を目指します。

せ さ く ほ う こ う せ い  
**》》 施策の方向性**

6つの**施策**のもと、28項目の**施策の方向性**により**取り組み**を**推進**します。

<b>施策</b>	<b>施策の方向性</b>
<b>1 相談支援の充実</b>	(1) 相談窓口の充実
	(2) 特定相談支援事業者の拡充とその支援
	(3) 関係機関の連携、情報共有による総合的支援
	(4) 障がい者・児支援を行う人材の確保・育成
	(5) 権利擁護の推進
	(6) 虐待の防止の推進
<b>2 保健・医療機関との連携強化</b>	(1) 障害の早期発見、早期支援
	(2) 保健・医療機関等との連携強化
	(3) 公費医療費助成制度の周知
<b>3 障がい児支援体制の整備</b>	(1) 発達障がい児に対する支援の充実
	(2) 活動の場の充実
	(3) 医療的ケア児（者）に対する支援体制の構築
	(4) 教育と福祉の連携の強化
	(5) 保護者・家族への支援の実施
<b>4 生活への支援の充実</b>	(1) 地域生活への支援の充実
	(2) 住宅に関する支援の充実
	(3) 高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築
	(4) 社会の変化にあった障害支援の実施
<b>5 日中活動などの社会参加の促進や就労支援の実施</b>	(1) 多様な活動の場の確保
	(2) 障がい者・児の日中活動支援を行う社会資源への支援の実施
	(3) 就労支援の充実
	(4) 障がい者雇用の促進、工賃向上に向けた取り組み
<b>6 共生社会（インクルーシブ社会）に向けたまちづくり</b>	(1) 差別解消及び障害理解、啓発の取り組みの推進
	(2) わかりやすい情報の提供の推進
	(3) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進
	(4) 防災対策の推進
	(5) 防犯対策の推進
	(6) インフォーマル活動への支援、連携の強化

# 第5章 国の基本指針に基づく成果目標（令和8年度末）

## 【第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画】

(本編55～93ページ)



### 1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数を維持

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場「多摩市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築協議会」で構築に向け検討

### 3 地域生活支援の充実

- 地域全体で障がい者の生活を支える地域生活支援拠点等整備の達成を目指し、地域自立支援協議会の下部組織「地域生活支援専門部会」で検討
- 強度行動障がい者の支援体制の整備に向け検討

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した人数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上

### 5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築に向けた会議体の設置
- 巡回相談等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- 医療的ケア児（者）連携推進協議会でコーディネーターの配置等の検討

### 6 相談支援体制の充実・強化等

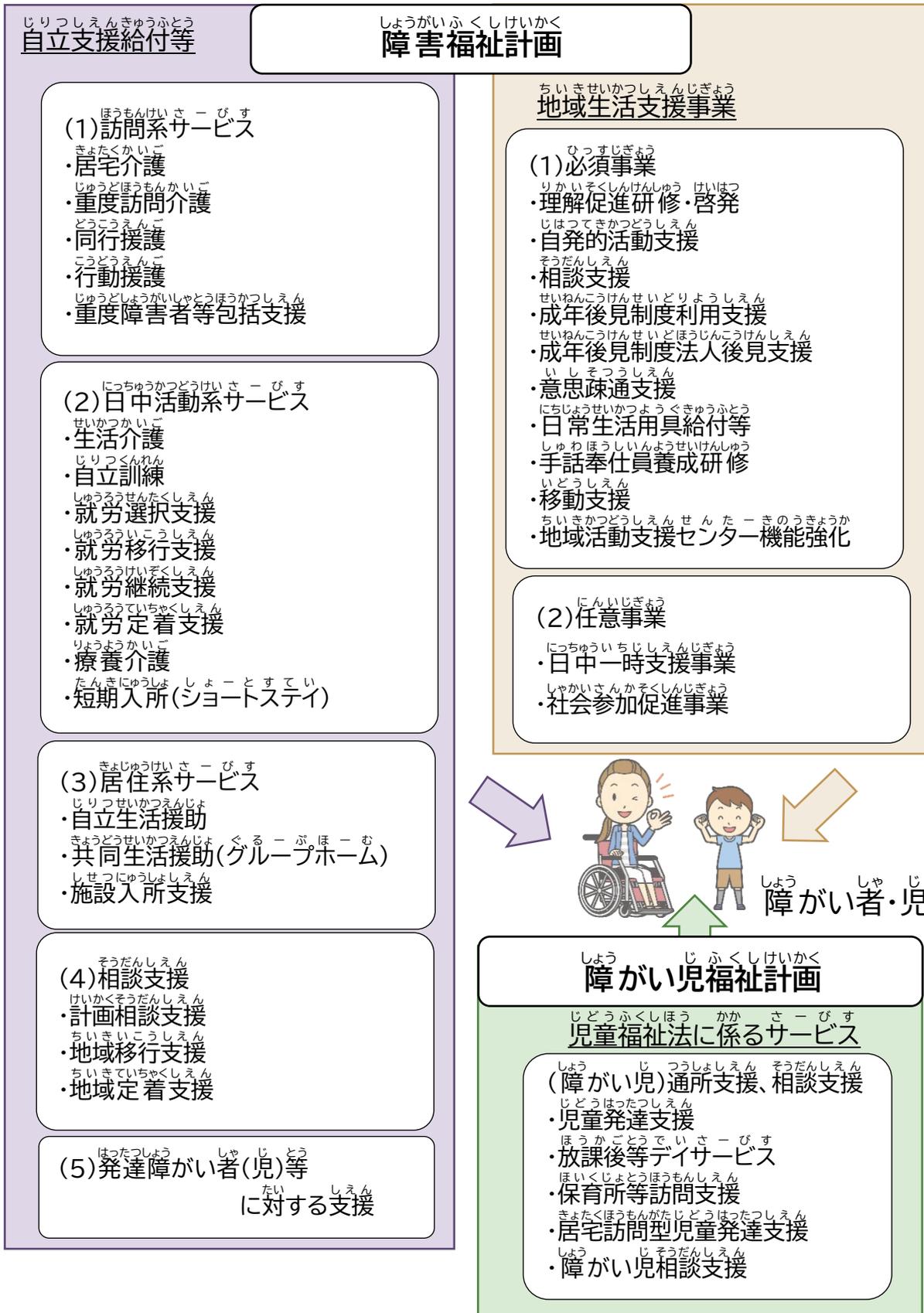
- 地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置の検討

### 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

# 各サービスの見込み量

これまでの実績等を踏まえ、今後の各サービスの利用見込みを設定しています。

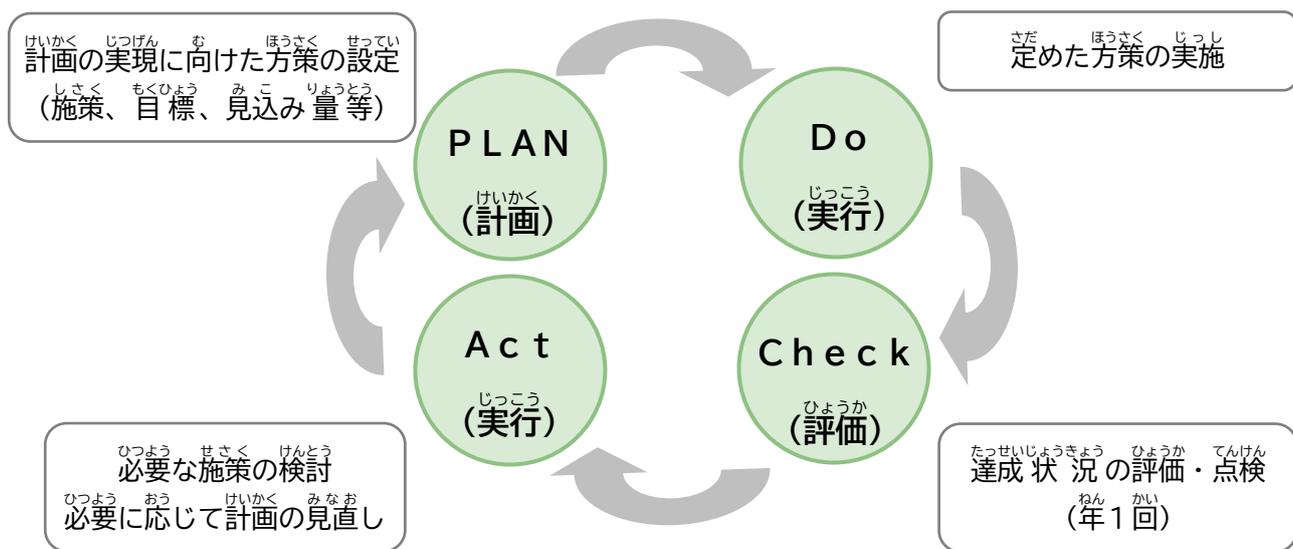


# 第6章 計画を推進するために

(本編94ページ)

## 計画の達成状況の点検・評価

- 毎年度、多摩市地域自立支援協議会(学識経験者、障がい者団体、関係機関等で構成)に、計画の達成状況を報告し、点検・評価を行います。
- 年1回、PDCAサイクルのプロセスに基づき、目標値、見込み量の進捗状況を評価し、必要に応じて見直します。
- 国・東京都と連携の上、計画に基づく施策を推進するとともに、国・東京都へ継続的に要請し、改善の働きかけを行っています。



多摩市障がい者(児)福祉計画 概要版

編集・発行 東京都多摩市健康福祉部障害福祉課

印刷物番号：5-55

郵便番号206-8666 東京都多摩市関戸六丁目12番地1

電話042(338)6847(直通)